

東浦町職員の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東浦町職員の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成26年東浦町条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職員等の公正な職務の執行を妨げることが明白である行為等)

第2条 条例第2条第5号エの職員等の公正な職務の執行を妨げることが明白である行為は、おおむね次に掲げるものとする。

(1) 正当な権利がないにもかかわらず権利があるとし、提供を受けた役務に瑕疵がないにもかかわらず瑕疵があるとし、若しくは交通事故その他の事故による損害がないにもかかわらず損害があるとし、又はこれらの瑕疵若しくは損害の程度を誇張して、損害賠償その他これに類する名目で金品等の供与を要求する行為

(2) 長時間又は長期間にわたり執拗に要望等を繰り返す行為

(3) 前2号に掲げるもののほか、これらの規定に類するものとして職員等の公正な職務の執行を妨げる行為であると町長が認める行為

2 条例第2条第5号オの暴力、乱暴な言動その他の社会的相当性を逸脱する手段を伴う行為は、おおむね次に掲げるものとする。

(1) 暴行、暴言、脅迫、けん騒その他不穏当な言動で職員等の職務の執行を妨害する行為

(2) 前号に掲げるもののほか、庁舎等における秩序の維持に支障を生じさせる行為

(3) 拒否されたにもかかわらず、職員の自宅その他私的な活動場所を訪問し、又は電話等による対応を求める行為

(公益目的通報)

第3条 条例第9条第1項の規定により文書で公益目的通報をするときは、当該文書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 公益目的通報の趣旨及び理由

(2) 公益目的通報の年月日

(3) 公益目的通報者の氏名及び住所その他の連絡先（条例第9条第2項ただし書の規定に該当する場合を除く。）

2 条例第9条第1項の規定により口頭で公益目的通報をするときは、前項各号に掲げる事項を陳述しなければならない。

(公益目的通報に係る弁明の機会の付与の手続)

第4条 条例第9条第6項の規定による弁明は、口頭で行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、弁明の機会の付与の手続については、東浦町聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成9年東浦町規則第16号）第18条から第22条までの規定の例による。

(不利益取扱いの是正の申出)

第5条 条例第10条第2項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

(1) 申出の趣旨及び理由

(2) 申出の年月日

(3) 申出者の氏名及び住所その他の連絡先

(外部監察契約を締結した旨の公表)

第6条 町長は、外部監察契約を締結したときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。

(1) 外部監察契約を締結した者の氏名

(2) 公益目的通報の通報先となる事務所の名称、所在地及び電話番号

(東浦町コンプライアンス委員会)

第7条 条例第9条第1項の規定に基づき東浦町コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 副町長

(2) 東浦町部制条例（昭和56年東浦町条例第2号）第1条に規定する部の長及びこれらに相当す

る者

- 3 委員会に委員長を置き、副町長をもって充てる。
- 4 委員長の職務は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 会務を総理し、委員会を代表すること。
 - (2) 公益目的通報の対応責任者として、公益目的通報を受け、並びに当該公益目的通報に係る通報対象事実の調査をし、及びその是正に必要な措置をとる業務（第9項において「公益目的通報対応業務」という。）を統括すること。
- 5 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。
- 6 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 7 委員会の事務局を秘書人事課に置く。
- 8 公益目的通報の受付担当者は、秘書人事課の職員とする。
- 9 委員、受付担当者その他委員長が認める者を公益目的通報対応業務に従事する者とする。
- 10 委員及び受付担当者に係る公益目的通報を処理するときは、当該委員及び当該受付担当者は、委員会の会議に参加することができない。
- 11 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。
(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規則第6号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年5月13日規則第22号抄）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 3 この規則による改正後の東浦町職員の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則第7条第2項の規定は、この規則の施行の日以後に東浦町職員の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成26年東浦町条例第1号）の規定により公益目的通報された事項（以下「公益目的通報事項」）について適用し、同日前の公益目的通報事項については、なお従前の例による。
附 則（令和4年5月23日規則第13号抄）
この規則は、令和4年6月1日から施行する。